

兵庫県立丹波医療センター
床頭台等設置・運営事業者募集要項

令和6年11月
兵庫県立丹波医療センター

1 目的

この要項は、兵庫県立丹波医療センター（以下「当センター」という。）において行政財産の使用許可を受け、入院患者の療養環境の向上を図るため、床頭台（テレビ、冷蔵庫、セーフティボックス等を含む）、ロッカー、プリペイドカード販売機、プリペイドカード精算機、洗濯機及び乾燥機（以下「床頭台等」という。）を設置・運営する事業者（以下「運営事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続き等について定めるものです。

2 当センターの概要

(1) 所在地：兵庫県丹波市氷上町石生 2002 番地 7

(2) 病院の規模（2019 年 7 月 1 日開院）

許可病床数＝320 床

稼働病床数＝320 床

(3) 患者数（令和 5 年度実績・月平均）

入院患者数＝約 8,330 人、外来患者数＝約 9,760 人

3 設置物件

(1) 床頭台等

番号	種別	数量	設置場所	摘要
1	床頭台 (付属設備付き)	303 台 (予備台数 3 台含む。)	病室	
2	ロッカー	303 台 (予備台数 3 台含む。)	病室	使用料算定不要

※ 稼働病床のうち HCU6 床、未熟児 4 床、7F 有料個室 10 床の床頭台は設置不要

※ 床頭台の付属設備は、テレビ、冷蔵庫、プリペイドカードタイマー、セーフティボックス等とします。

(2) プリペイドカード販売機等

	種別	数量	設置場所	摘要
1	プリペイドカード 販売機	4 台以上	病棟デイルーム等	4～7 階の各フロア
2	プリペイドカード 精算機	1 台以上	1 階ロビー・ 売店等	機器トラブル時の対応として複数台設置すること。

※ 台数及び設置場所については提案してください。

(3) 洗濯機及び乾燥機

	種 別	数 量	設置場所	摘 要
1	洗濯機	3 台	5 階の洗濯室に各 3 台	乾燥機は洗濯機の上部に配置の構造又は洗濯機一体式とします。 (最低 1 台は一体式とする) ※洗濯パンサイズ 640mm×640mm
2	乾燥機	3 台		

4 設置物件に係る費用負担

(1) テレビ設置工事費等

- ① テレビ受信のために要する一切の費用は、すべて運営事業者の負担とします。
- ② 地上デジタルテレビ・衛星テレビのアンテナ・ブースター・アンテナコンセントは整備済です。

(2) 洗濯機等設置工事

- ① 洗濯機等の搬入・設置に要する費用は、すべて運営事業者の負担とします。
- ② IL 型及び II 型等該当機種に応じたコンセント工事は、運営事業者で施工してください。

(3) 電気料金等

床頭台等の設置運営に係る電気料金、上下水道料金（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機等）は、すべて運営事業者の負担とします。

(4) 放送受信契約及び放送受信料の支払い

- ① 日本放送協会（以下、NHKという。）との受信契約は運営事業者名で行い、その契約に基づき遅滞なく放送受信料を支払ってください。
- ② システム設置の 10 日前までにNHKとの受信契約の写しを当センターに提出してください。

(5) 床頭台等の撤去費用

許可期間終了時、運営事業者が設置した床頭台等の撤去・廃棄は、すべて運営事業者の負担と責任において行ってください。

5 応募資格

次の要件をすべて満たす者に限り、応募することができます。

(1) 事業実績のある者

当センターと同程度の規模の病院において、床頭台等の健全な運営事業を公募開始日の前日までの過去 3 年以上継続して、健全な経営を行っている者であること。

(2) 実行力のある者

本要項に定める条件を充足し、床頭台等の運営事業を円滑に実行できる資力、信用及び能力を備えている者であること。

(3) 欠格要件に該当しない者

次の①から⑤に掲げるいずれの項目にも該当しない者であること。

- ① 兵庫県から指名停止措置を受けている者
- ② 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

- ③ 国税及び県税を滞納している者
 - ④ 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者
兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
 - ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- (4) 「資金決済に関する法律」第5条及び第7条に基づき、自家型発行者の届出を内閣総理大臣に提出し受理された者、もしくは第3者型発行者として内閣総理大臣の登録を受けた者であること。（登録証明書を提出。）

6 公募条件

(1) 使用許可の期間

2025年4月1日から2028年3月31日までの3年とします。

なお、当該許可期間内に許可条件の遵守及び良好なサービスの提供が行われ、床頭台等の運営に特段の問題を生じなかった場合、当初の許可条件を変更しないことを前提とし、引き続く3年間を限度として使用許可を更新することができるものとします。

(2) 使用料

運営事業者は、次に掲げる区分にしたがって、使用料を提案するものとします。

① 基本使用料

ア	専用面積が0.4㎡未満のもの・・・	年額	4,210円/台
イ	専用面積が0.4㎡～0.7㎡未満・・・	年額	7,350円/台
ウ	専用面積が0.7㎡～1.0㎡未満・・・	年額	10,810円/台
エ	専用面積が1.0㎡～2.0㎡・・・	年額	14,010円/台

※基本使用料は、病院局公有財産取扱規程（平成14年病院局管理規程第19号）別表第1に定める建築使用料に基づく、床頭台等の設置スペースの面積に応じた使用料です。

なお、使用許可後に、病院局公有財産取扱規程の建物使用料に係る改定があった場合は、改定後の建物使用料により計算した額を基本使用料とします。

② 売上提案に係る使用料

前号に記載の基本使用料に加え、床頭台システムに係る月間カード売上実績額（精算金を控除した額）に、運営事業者が企画提案書に示す一定の率（歩合）を乗じた額（売上実績に応じた加算使用料）とします。

ただし、売上実績が売上見込額を下回った場合は、「企画提案書に示す売上見込額（税込）に一定の率（提案手数料率）を乗じた額」とする。

③ 使用料の納付

ア 基本使用料の納付は年度毎とし、当センターが指定する方法により納付してください。

イ 売上提案に係る使用料の納付については、カードの年間売上実績額の精算（確定）後に提案手数料を乗じた額を納付していただきます。

7 運営条件（要求水準）

企画提案者の提案は、企画提案書（様式第3号）に従い提案内容の記載を求めますが、当センターの求める運営条件（要求水準）は次の事項を基本とし、床頭台等の設置により、病棟運営に支障が生じないように、企画提案に際し③～⑤については特に留意願います。

（1）管理運営関係

- ① 床頭台等の運営に関する権利は、第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ② 毎月当初に、前月分の売上実績額等、当センターが求める定期報告を行うこと。
- ③ 床頭台等の故障・不具合（セーフティボックスの鍵紛失時含む）に迅速に対応できる保守管理体制を整備すること。
- ④ 床頭台等は定期的に点検、消毒その他のメンテナンスを行うこと。特に、利用者の退院時には必ず点検及び消毒等必要な措置を行うこと。
- ⑤ 利用者からの苦情には的確かつ迅速に対応すること。
- ⑥ 床頭台等に緊急時の連絡先が明示されていること。
- ⑦ 床頭台等の使用に際しての、安全・安心に配慮されていること。
- ⑧ 床頭台等の操作方法について、できるだけ分かりやすい説明書等がそれぞれに添付されていること。
- ⑨ 病院管理上の諸規則その他法令、規則等を遵守すること。
- ⑩ その他、当センターが指示した場合は、速やかに対応すること。

（2）物件関係

① 共通事項

- ア 床頭台等については、ユニバーサルデザインに配慮したものを導入すること。
- イ 故障時等の連絡先を明記したシール等を、利用者の見やすい部分に貼付すること。

② 床頭台本体

- ア 木製で W500 mm×D500 mm×H1,500mm 程度の外寸とする。
- イ 移動時の走行性等を考慮して大型キャスターが付いていること。
- ウ キャスターを同時にロック及び解除ができ、免振機能を有すること。
- エ 抗菌性、耐水・耐久性に優れた素材とし、VOC（揮発性有機化合物）対策を考慮した仕様とすること。
- オ ストッパー付スライドテーブルを備えること。（テーブル面の高さは床面より700～740mm程度）
- カ タオル掛け（左右1カ所ずつ）、フック（左右2カ所ずつ）、ステッキホルダー（左右1カ所ずつ）を有すること。
- キ サービスコンセント（2口）を有すること。
- ク 引出には樹脂製キー（施錠忘れ防止機能付）を取付け、セーフティボックスとして利用できるようにすること。

なお、樹脂製キーにはリストバンドを取り付け、利用者がカギを紛失した場合にもマスターキーにより解除できることとし、新たなカギを早急に提供できること。

ケ 上部は荷物が置けるよう天板を設けること。

尚、天板前面に W500 mm×H100 mm程度のマグネットボードを設置すること。

コ 下部に冷蔵庫の取り付けスペースを確保すること。

- サ カードタイマーの取り付けスペースを確保すること。
- ③ ロッカー
- ア 木製で W550 mm×D550 mm×H1,500 mm程度の外寸とすること。
- イ 移動時を考慮してキャスターを設置し、同時にロック及び解除ができること。
- ウ 抗菌、耐水・耐久性に優れた素材とし、VOC対策を考慮した仕様とすること。
- エ 上部は H1,200 mm程度の両開き扉収納とし、下部は H300 mm程度の引出収納とすること。
- オ 上部両開き扉収納内は下記①～③の区画を有すること。
- ・上部左側に W150 mm×H1,000 mm程度の洋服掛けを設けること（ハンガーパイプ設置）
 - ・上部右側に W400 mm×H1,000 mm程度の収納を設け、可動棚を2段有すること。
 - ・下部に W550 mm×H200 mm程度の収納空間を設けること。
- カ 両開き扉左側の表面に W250 mm×H300 mm程度のマグネットボードを設置し、フック（左右1カ所づつ）を有すること。
- ④ テレビ
- ア 国内で一般的に普及している19型程度の機種（家電量販店等販売）とする。
- イ バックライトはLEDタイプとし、上下左右175度以上の広視野角パネルを搭載した消費電力35W未満のテレビであること。
- ウ 地上・BSデジタルチューナー内蔵していること。
- エ リモコンはワイヤレスで、高齢者でも使い易いボタンの大きさや数が工夫された仕様とし、且つ抗菌規格を取得したリモコンとすること。
- オ 他のテレビとリモコンが干渉しないような対策が施されていること。
- カ イヤホンによる視聴が可能なこと（利用者持込イヤホンでも視聴可能なこと。）
- キ B-CASカードの盗難防止の対策をとること。
- ク BS放送受信時の、受信契約督促テロップを消去すること。
- ケ 天吊式テレビアーム（左右に吊元が移動）を取付け、角度調整ができること。
- コ TVフレームは抗菌規格を取得した仕様とすること。
- サ USBメモリ等に保存された動画等再生できる機能を有すること。（任意）
- ⑤ 冷蔵庫
- ア 日本国内メーカー製の引出式とし、床頭台下部に設置すること。
- イ 容量20ℓ以上のペルチェ式電子型とし、2ℓのペットボトルが2本以上収納できること。
- ウ ファン付熱気強制排気タイプで運転音が15db以下であること。
- エ 5℃±2℃以上の冷却性能をメーカーが保証する製品とすること。
- オ 抗菌仕様であり、抗菌認定を取得しているものとすること。
- カ 環境配慮として、全部品にフロン・代替フロンを使用していない製品とすること。
- キ 庫内灯を有しており、内部が見えやすいこと。
- ク 閉め忘れ防止機能を備えていること。
- ケ 通電中であることが分かるランプ等が前面に設置されていること。
- コ 設置実績の中で、発火・発煙・異臭若しくはその疑いがある製品は不可とする。
- ⑥ プリペイドカードタイマー
- ア カード利用料金は、10度数（10円）単位での引き落としが可能であること。
- イ テレビ、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機を同一カードで利用できること。

- ウ 残時間・残料金が分かりやすく表示できること。
- ⑦ プリペイドカード販売機
 - ア カード販売価格は1枚1,000円とし、消費税は内税とすること。
 - イ 車椅子利用者に配慮した低床型とし、転倒防止措置を講じること。
 - ウ 盗難節等、防犯上必要な措置を講じること（盗難等の被害はすべて運営事業者が責を負うこと。）。
 - エ 当センターでのみ利用可能なカードとすること。
 - オ 電磁的な販売明細集計表のプリントアウトが可能な機能を有すること。
- ⑧ プリペイドカード精算機
 - ア 精算手数料を徴しないものとし、10円単位での払戻しが可能な機能を有すること（未使用カードは全額払い戻せること。）。
 - イ 車椅子利用者に配慮した低床型とし、転倒防止措置を講じること。
 - ウ 盗難節等、防犯上必要な措置を講じること（盗難等の被害はすべて運営事業者が責を負うこと。）。
 - エ 電磁的な精算明細集計表のプリントアウトが可能な機能を有すること。
- ⑨ 洗濯機
 - ア 洗濯容量は4.5kg以上であること。
 - イ 省エネ・節水・低騒音であること。
 - ウ 全自動であること。
 - エ 清潔が保てるものであること。
 - オ 床頭台等用のプリペイドカードが使用できること。
 - カ 使いやすい簡易な操作パネルであること。
- ⑩ 乾燥機
 - ア 洗濯機の容量に見合ったものであること。
 - イ 省エネ・低騒音であること。
 - ウ 全自動であること。
 - エ フィルターの清掃を定期的に行なうこと。
 - オ 洗濯物が痛まないものであること。
 - カ 床頭台等用のプリペイドカードが使用できること。
 - キ 使いやすい簡易な操作パネルであること。
- ⑪ 入院案内放送システム（任意）
 - ア 入院案内放送を病室内テレビの地上波デジタルチャンネルにおいて、無料で視聴が可能となるシステムを構築すること。
 - イ 入院案内放送用のソフトを作成すること。なお、作成に当たっては、当院の意見を十分に取り入れ、内容に変更・修正が生じた場合には柔軟に対応すること。

8 料金体系

利用料金体系は次の条件とする（テレビ・冷蔵庫・ランドリー）

テレビ	1時間当たり	60円以下
冷蔵庫	1日（24時間）	200円以下
洗濯機	1工程	200円程度

9 応募申込み手続き

(1) 提出書類（各 1 部、企画提案書については 9 部）

- ・参加申込書（様式第 1 号）
- ・欠格要件なきことの誓約書（様式第 2 号）
- ・令和 5 年度納税証明書（県税にかかるもの）
- ・消費税及び地方消費税にかかる納税証明書
- ・発行後 3 ヶ月以内の商業登記簿謄本（法人の場合のみ必要）
- ・発行後 3 ヶ月以内の身分証明書（「本籍地市区町村が証明するもの」及び成年被後見人、被保佐人とする記録がない旨の「法務局に登録されていないことの証明」）
（個人の場合のみ必要）
- ・企画提案書（様式第 3 号）
- ・その他参考資料（必要に応じ）

(2) 書類の提出期間

① 参加申込書

令和 6 年 11 月 7 日（木）から 11 月 26 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

② 企画提案書等

令和 6 年 11 月 26 日（火）から 12 月 16 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

※いずれも郵送の場合は必着とします。参加申込書を期限までに提出しなかった場合には企画提案書を提出することはできません。

③ プレゼンテーションの実施

必要に応じて、企画書の提案者によるプレゼンテーションを実施します。

その際には、床頭台等の見本を展示してください。

詳細については、別途通知します。

(3) 質問書の提出

参加申込書又は企画提案書の提出に当たり質問がある場合は、様式第 5 号の質問書により直接持参するか、F A X 又は郵便により提出してください。

提出期間 令和 6 年 11 月 7 日（木）から 11 月 26 日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

回 答 令和 6 年 12 月 9 日（月）から 12 月 11 日（水）までの毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）の間に、(4) の場所で閲覧方式にて行う。

(4) 提出先

〒669-3495

兵庫県丹波市氷上町石生 2002-7 兵庫県立丹波医療センター総務部総務課

電 話 0795-88-5200（内線 1313）

ファクシミリ 0795-88-5210 メールアドレス soumu@tmc.hyogo.jp

10 企画提案書作成上の注意

- (1) 企画提案書はA4版とします。
- (2) 分かりやすく簡潔に記載してください。
- (3) 提案に係る床頭台等の物件もしくは類似品のパンフレットを添付してください。
その他の添付書類は必要最小限のものとしてください。
- (4) 企画提案書は返却しません。
- (5) 企画提案書や必要書類の作成、提出に係る一切の費用は、企画提案者の負担とします。
- (6) 企画提案者から提出された企画提案書の著作権は、企画提案者に帰属します。また、提出書類に記載された個人情報、本件運営事業者選定のための評価、手続きに使用すること以外に、企画提案者の承諾を得ずしては使用しないものとします。

11 企画提案書の審査及び結果の通知等

企画提案者から提出された企画提案書等の内容を審査し評価したうえで、企画提案者の中から最も優れた運営事業者を選定します。

(1) 決定方法等

兵庫県立丹波医療センターに設置する審査委員会で総合的に評価したうえで、最も優れた企画提案者を運営事業者に内定（以下「内定運営事業者」という。）します。

ただし、本項（5）により、当該内定運営事業者の内定が取り消された場合は、次点の企画提案者を新たな内定運営事業者とします。

なお、提案内容の審査は書面によることを基本とし、提案の内容・趣旨を正しく理解するため、必要に応じて審査委員会で個別にヒアリングを行う場合があります。

(2) 審査結果の通知

審査結果は企画提案者全員に、令和6年12月27日（金）までに当院長が通知します。

(3) 非選定理由の開示請求

内定運営事業者に選定されなかった者は、非選定理由を通知の日の翌日から7日以内に文書で求めることができます。

(4) 行政財産使用許可申請の手続き

内定運営事業者は、当院が指定する期日までに行政財産目的外使用許可の申請書類を当院総務部総務課に提出してください。

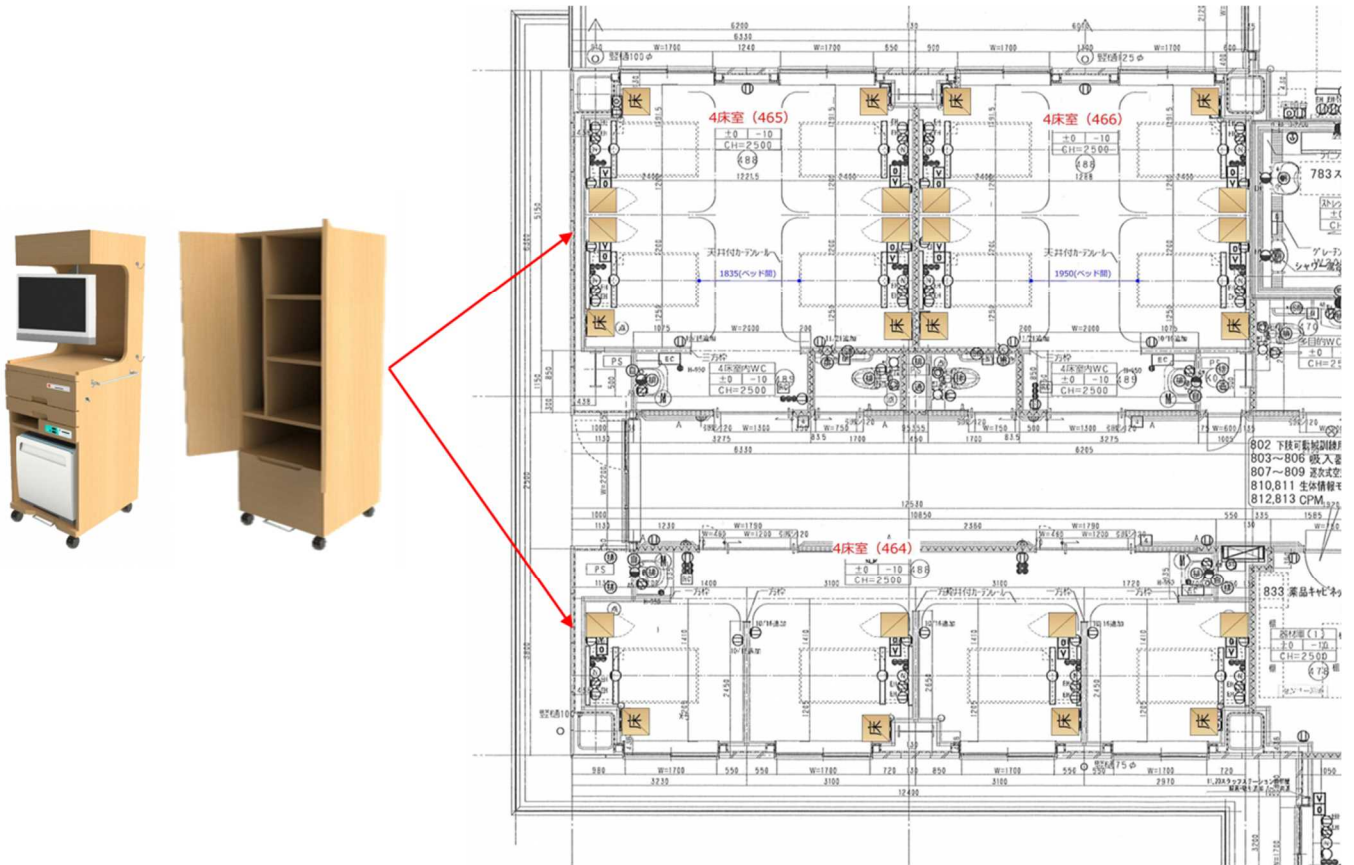
(5) 内定運営事業者の取消し

次の場合には、運営事業者の内定を取り消すものとします。

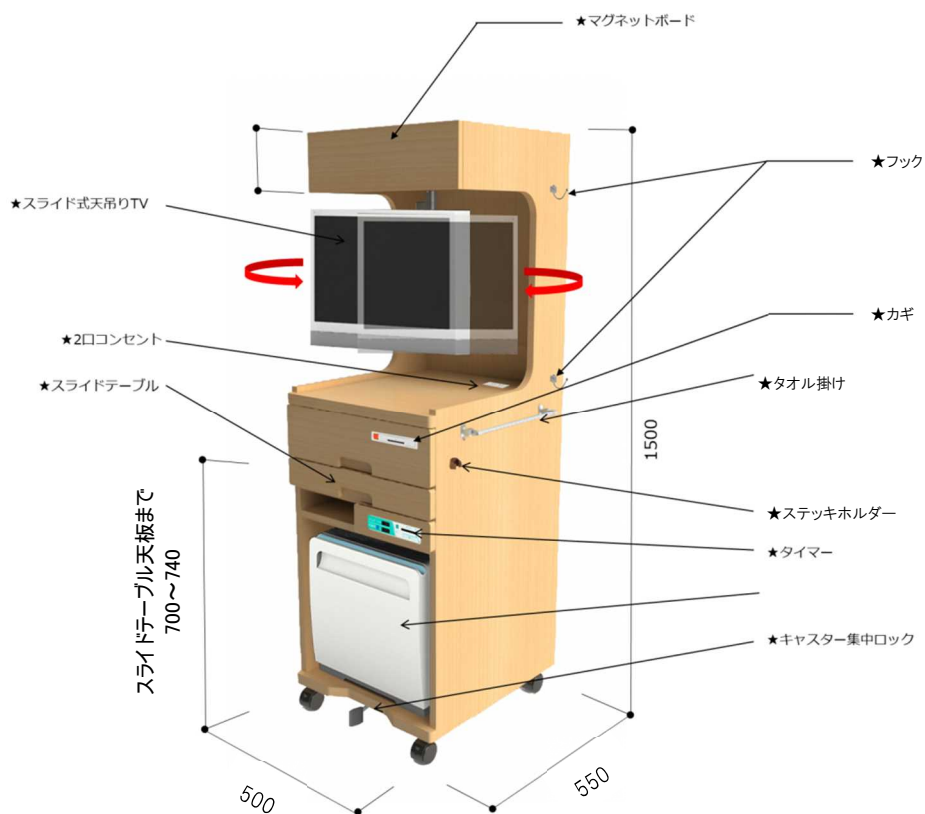
- ① 正当な理由がなく、本項（4）に記載する期日までに行政財産使用許可の申請書を提出しなかったとき。
- ② 内定から行政財産使用許可の手続きまでの間に、内定運営事業者の諸般の事情の変化により企画提案した床頭台等の運営が確実に履行できないと当院が判断したとき。
- ③ NHKの受信料未払い、又は、著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと当院が判断したとき。

<イメージ図>

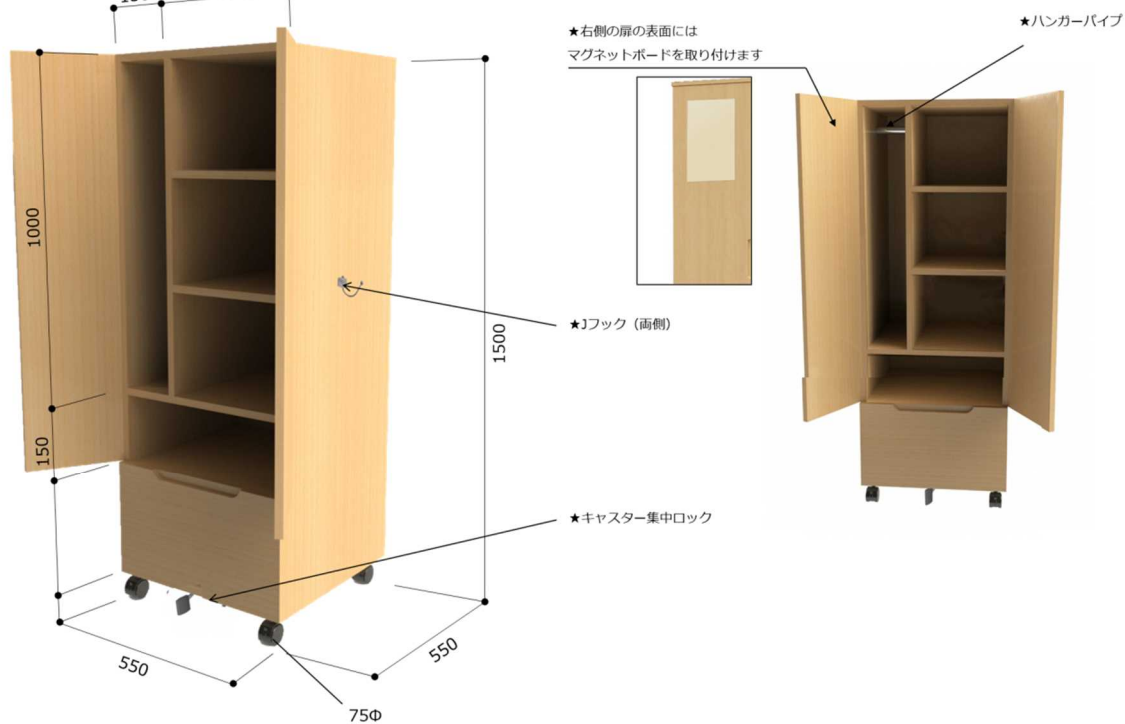
(1) レイアウト



(2) 床頭台



(3) ロッカー



様式第1号

公募型プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日

兵庫県立丹波医療センター院長 西崎 朗 様

参加申込者	所在地（住所地）	印
	商号（屋号）	
	代表者名	
	作成責任者	
	所属 氏名 電話 ファクシ メールアドレス	

（参加申込者）は、兵庫県立丹波医療センター内の指定場所における床頭台等設置・運営事業者の選定に係る公募型プロポーザルに参加します。

また、本書の提出に当たり、本書及び別紙事業概要の内容については事実と相違ないことを誓約します。

なお、日本放送協会との受信契約については、遅延無く行なうことを表明します。

事業概要

(1) 名称					
(2) 設立年月日					
(3) 本社(店)所在地 (営業所所在地)	※県内に営業所がある場合、() に所在地を記載願います。 ()				
(4) 事業種目					
(5) 設置実績 ※代表的なものを1カ所 記載願います。 当センターと同等規模	施設名				
	設置主体				
	所在地				
	設置期間	年	月	日～年	
	システムの概要				
(6) 事業規模等	営業所(店舗)数				
	従業員数	正規職員	人	パート等	
	過去3年間の 売上高	年度	百万円		
		年度	百万円		
		年度	百万円		
	過去3年間の 営業利益(損失) ※損失の場合は数字の 前に△印を書くこと	年度	百万円		
		年度	百万円		
		年度	百万円		
	資産・負債の状 況(直近決算期)	流動資産	百万円	流動負債	百万円
		固定資産	百万円	固定負債	百万円
その他の資産		百万円	資本の部計	百万円	

欠格要件なきことの誓約書

令和 年 月 日

兵庫県立丹波医療センター院長 西崎 朗 様

誓約者 所在地（住所地）

商号（屋号）

代表者名

代表者印

作成責任者 所属
氏名
電話
ファクシミリ
メールアドレス

兵庫県立丹波医療センターにおける床頭台等設置・運営事業者選定に係る公募型プロポーザルへの参加について、募集要項の5の(3)に掲げられる下記の欠格要件のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- ① 兵庫県から指名停止措置を受けている者
- ② 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ③ 国税及び県税を滞納している者
- ④ 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者
兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

様式第3号

兵庫県立丹波医療センター
床頭台等設置・運営事業者の選定に係る企画提案書

令和 年 月 日

兵庫県立丹波医療センター院長 西崎 朗 様

企画提案者 所在地（住所地）

商号（屋号）

代表者名

代表者印

作成責任者 所属
氏名
電話
ファクシミリ
メールアドレス

兵庫県立丹波医療センターの床頭台等設置・運営事業者選定に係る企画提案を本書のとおり提出します。

本書の内容については事実と相違ないこと及び床頭台等設置・運営事業者に選定された場合には、本書の内容を誠実に実行することを誓約します。

<p>7 価格提案 (消費税込み)</p>	<p>(1) 基本使用料</p> <p>(2) 売上に係る価格提案使用料 (売上見込額) × (手数料率) = (提案使用料)</p> <p>(3) 合計</p>
<p>6 競争的提案項目 (その他の特記事項、 アピールポイント等) 募集要項で示した要求 水準や1～4に記載し た内容以外に、利用者 サービスの向上を図る 為の特記事項やアピ ールポイントがあれば、 自由に記載して下さい。 (但し、これまでの記 載内容との重複説明は 除きます。)</p>	

- ※1 競争的な提案項目に関しては、記載内容を補足する場合には資料を添付願います。
- 2 項目毎に箇条書きにすること。
- 3 募集要項に記載した運営条件について、提案内容を記入及び関係資料があれば企画提案書に添付すること。

様式第4号

兵庫県立丹波医療センター内における床頭台・運営事業者選定に係る質問書

宛先：soumu@tmc.hyogo.jp

〒669-3495 丹波市氷上町石生2002-7

兵庫県立丹波医療センター総務課（FAX 0795-88-5210）

質問者	会社名	
	住所	
	作成者の 所属・氏名	
	電話	
	ファクシミリ	
	メールアドレス	

項目	
質問要旨	
項目	
質問要旨	